

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

石川労働局

最終更新日：令和6年3月29日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
北本運輸（株）	石川県白山市	R5.6.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	貨物自動車に重量が100kg以上の鉄骨を積む作業を行わせるにあたり、積卸作業を指揮する者を定めなかったもの	R5.6.7送検
米原商事（株） レッカー 事業部金沢営業所	石川県白山市	R5.6.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	貨物自動車に重量が100kg以上の鉄骨を積む作業を行わせるにあたり、積卸作業を指揮する者を定めなかったもの	R5.6.7送検
（株）ヒラト工業	石川県金沢市	R5.6.20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約15mの建物屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.6.20送検
（株）テックヤマダ	京都府京都市	R5.10.5	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5.10.5送検
（株）フジタ土木開発	石川県白山市	R5.11.16	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に、つり上げ荷重2.9トンの移動式クレーンの運転の業務を行わせたもの	R5.11.16送検
（株）北國製紙所	石川県金沢市	R6.1.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R6.1.11送検
トナミ運輸（株）能登支店	石川県羽咋郡	R6.3.8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の74	最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台で作業を行わせる際に保護帽を着用させていなかったもの	R6.3.8送検
（株）高瀬運送	石川県白山市	R6.3.15	労働基準法第32条	労働者3名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R6.3.15送検